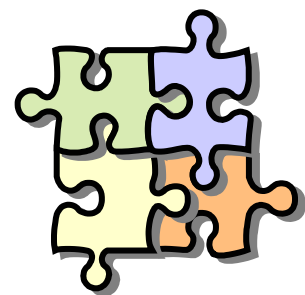


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第6回会議資料

日時：平成15年3月28日（金）午後1時30分から

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第6回会議次第

日時：平成15年3月28日（金）13：30～

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第25号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第26号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第27号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 議決事項

議案第8号 平成14年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第9号 平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について

議案第10号 平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について

(3) 継続協議事項

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い（その1）について

協議第12号 地域審議会の取扱いについて

協議第13号 新市将来構想について

(4) 新規協議事項

協議第14号 財産の取扱いについて

協議第15号 地方税の取扱い（その2）について

協議第16号 一部事務組合等の取扱い（その1）について

協議第17号 使用料・手数料等の取扱い（その2）について

協議第18号 各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

4 その他

(1) 第7回会議の開催日時について

5 閉会

報告第 2 5 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市名候補選定小委員会 第5回委員会報告書

開催日時：平成15年3月15日（土）午後1時30分～2時

開催場所：西条市役所 5階大会議室

出席委員：委員8名中 8名出席

1 継続審議事項 新市の名称募集要項について

1 目的

合併に対する住民の関心を高め、合併の取組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の知名度の向上を図ることを目的とする。

2 公募の内容

新市の名称にふさわしい市名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により、公募を行う。

（1）公募範囲及び資格

公募範囲は全国とし、誰でも公募できるものとする。

（2）応募制限

応募は、応募方法に掲げるいずれかの方法で、一人一名称、1点限りとする。

既存の同一市名は、不可。但し、「西条」_ナ「東予」_ナ「丹原」_ナ「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「〇〇小松市」_ナ「小松〇〇市」_ナ「こまつ市」等は可。

新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものとする。漢字の場合は、常用漢字を使用すること。

（3）応募方法

応募専用用紙 はがき 封書 ファックス 電子メール
協議会事務局ホームページ

（4）記載内容

郵便番号 住所 氏名（ふりがな） 年齢 電話番号
新市の名称（ふりがな） 名称の理由

（5）応募先

郵送・FAX・Eメール・ホームページによるもの
〒793-0023

愛媛県西条市明屋敷60番地 西条市市民会館2F
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局

FAX：0897-58-2778

Eメールアドレス：gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

ホームページアドレス：http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/

持参によるもの

合併協議会事務局または公共施設（各市町の本庁及び支所、公民館等）で

応募箱を設置しているところ。

(6) 懸賞

名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の商品券又は旅行券を贈呈する。

名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親賞として、10名に1万円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

残念賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞれ10名(計20名)に、抽選で残念賞として、5千円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

(7) 受賞者の発表

受賞者の発表は、協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及びホームページ等を通じて発表する。

(8) その他

応募制限に違反した応募、記載内容に未記入があった場合は無効とする。
ただし、記載内容については、郵便番号、氏名のふりがな、年齢、電話番号に記入漏れがある場合は、この限りではない。

応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会に帰属する。

4 公募期間

平成15年5月20日から平成15年6月20日までとし、郵送による応募の場合は、締切日消印分まで有効とする。

5 周知方法

新市の名称募集については、協議会だより、合併関係市町の広報誌、合併協議会のホームページ、ポスター、チラシ、マスコミ等で周知する。

《意見》

* 応募記載内容の未記入の取扱いについては、2市2町の住民が参加することに意義があるので、一部修正案の募集要項が良い。

* 子供の応募がしやすくなるため、小中高校に依頼して、応募専用用紙を配布すべきである。

《審議結果》

* 一部修正案の募集要項で、今後進めていくことで全員異議なく一致。

2 継続審議事項 新市の名称候補選定基準について

1 選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の ～ の条件に 1 つ以上該当する名前とする。

地域が地理的にイメージできる名称
地域の歴史、文化、特徴を表す名称
地域住民の理想や願いにちなんだ名称
対外的にアピールできる名称
地域の知名度が向上できる名称

2 選定方法

新市名候補は、応募作品の中から 5 作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。

3 選定に当たっての留意事項

公募結果については、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではない。

4 その他

その他、新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。

《意見》

- * 選定基準は、もっと幅広く設定すべきではないか。
- * 今後のことであるが、新市名候補の応募数は、発表する必要がある。
- * 新市名候補を審議、決定していくうえで、住民に説明できる資料が必要である。

《審議結果》

- * 原案どおりの選定基準で、今後進めていくことで全員異議なく一致。

3 その他

(1) 第 6 回小委員会の開催日程について

日 時	平成 1 5 年 6 月 7 日 (土) 9 : 3 0 ~
場 所	小松町役場 別館 2 階ホール

報告第 2 6 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会
報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会会議
の内容について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市の事務所の位置検討小委員会 第4回委員会報告書

開催日時：平成15年3月15日（土）午後3時30分～3時50分

開催場所：西条市役所 5階大会議室

出席委員：委員12名中12名出席

1 審議事項 事務所の事務の方式について（継続審議）

《意見》

- * いずれの方法にもメリットデメリットはありますが、一つの市になるということから、本庁方式を目標にしなければならないと考えている。
当面は、現実的に見ると、物理的に難しいことから4つの庁舎の一つを本庁とし、後は総合支所としていかざるを得ないと考えている。
- * 基本的には本庁方式が望ましいと考えている。合併の一体化や行政の効率化を図るためには本庁方式が良いと方向付けがされると思う。
住民サービスという点から考えると、当分の間は総合支所方式にしなければならないと思う。しかし、最終的には議会サイドとの意見交換、調整が必要ではないかと思う。
当面の間は総合支所方式をやる必要性が高いと考えている。
- * 基本的には本庁方式だと思う。合併のメリットからして、職員の削減効果、効率化を図るためには本庁方式だと考えている。
住民に対するサービスの状態の急激な変化を考えると、合併当初は、当分の間、総合支所方式でなければならない。
議会の特別委員会でも基本的には本庁方式であるが、総合支所方式の方を支持する声が多かったことを報告しておきます。
- * 基本的には本庁方式、当分の間は総合支所方式だと考えている。
ただし、一番広い西条市役所に管理部門の全てが入れるのかどうかということを十分に検討しなければならないが、収まらない場合は一部分庁もやむを得ないのではないかと考える。
- * 基本的には本庁方式、移行期間中は総合支所方式が良いと思う。
- * 基本的に、本来あるべき姿としては本庁方式。当分の間は、総合支所方式でいかなければならないと考えている。
- * 見通しがつくまでは総合支所方式でいってほしいと思う。
- * 総合支所方式だと、住民へのサービスの低下、急激な変化は無いと思う。ただし、職員数が現在と同じようになる恐れがあるので、合併メリットが出て来ないのではないかと考える。
将来的には、本庁方式でいくこととし、その間の経費の削減をすることによって、どういうふうにして住民に対するサービスが行き届くのかということを視野に入れていかなければならない。

本庁方式に早くなる形で、市民サービスが置き去りにされないように、手法を考えていけばいいのではないかと思う。

- * 合併のメリットは行財政改革、合理化を目指しているのだから、新庁舎を適当な場所に建設することとして、移行期間として総合支所方式で良いと思う。10年以内のできるだけ早い時期に新庁舎を建設すべきだと考えている。
- * 新庁舎の建設は諸情勢を考えた時には、そう慌ててすべきものではない。4つのどこかを本庁舎にして、進めるべきである。総合支所方式で行く場合の合併のデメリットになりそうなことをカバーして、地域サービスの低下がないようにし、将来の見通しがはっきりしてから、新庁舎の建設を考えるべきである。
- * 基本的な考え方は本庁方式になると思う。しかし、議会の合併問題特別委員会でももう少し議論を重ねなければならないという状況にある。

事務所の事務の方式を検討するのに、いろいろな条件がありますが、まずは住民サービスの低下をきたさないことが一番である。特別委員会で十分論議をさせていただいてから結論を出して生きたいと考えていますので、この案件については継続審議にしたいと思います。

《審議結果》

- * 継続審議となった。

2 その他

(1) 第5回小委員会の開催日程について

日時：平成15年 5月 中旬

場所：丹原町

【参考】

合併協議会	新市の事務所の 位置検討小委員会	新市建設計画策定 小委員会	新市名候補選定 小委員会
第6回 平成15年3月28日(金)			
第7回 平成15年5月23日(金)			

西条市市議会議員選挙投票日

平成15年4月27日(日)

報告第 27 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

新市建設計画策定小委員会 第8回委員会報告書

開催日時：平成15年3月14日（金）午後5時30分～6時10分

開催場所：東予市総合福祉センター 2階第1会議室

出席委員：委員12名中11名出席

1 審議事項 平成15年度事業計画（案）について

（1）新市建設計画（案）の策定

新市将来構想を具現化するためのリーディング・プロジェクト（主要事業）をはじめ、公共施設の統合整備、財政計画などについて、住民意向調査結果など、地域住民等の意見・提言等を十分踏まえた上で、より具体的な検討を行い、新市建設計画（案）を策定する。

（2）住民等への周知・啓発

新市将来構想ダイジェスト版の作成・配布をはじめ、新市建設計画の策定過程など、新市建設計画に関する事項について、合併の適否を判断できる材料の1つとして、広く周知・啓発を図る。

（3）住民意向の把握及び新市建設計画への反映

各市町単位で住民説明会を開催し、新市将来構想及び新市建設計画（素案）について、地域住民等へ周知するとともに、新市のまちづくり全般にわたる意見・提言を新市建設計画へ反映させる。

（4）新市建設計画（案）の報告

新市建設計画（案）を合併協議会へ報告する。

《意見》

- * 住民等への周知・啓発について、新市将来構想の財政フレームで合併による削減効果が約136億円とあるが、この額は一定の条件下のもと、例えば普通交付税の削減等を考慮せずにシミュレーションした結果であるため、この額だけを将来構想のダイジェスト版に載せると136億円という数字が一人歩きして、財政的な根拠となってしまうことが危惧される。ダイジェスト版を合併の是非の判断材料にするのなら、こういう条件の場合はこのようになるというように何パターンか住民に提示すべきだ。

《審議結果》

- * 事務局より、「ダイジェスト版の内容については小委員会で十分検討することとしたい。」との答弁があり、提案どおり承認された。

2 審議事項 新市建設計画策定の進め方（案）について

（１）新市建設計画とは

新市建設計画の位置付け

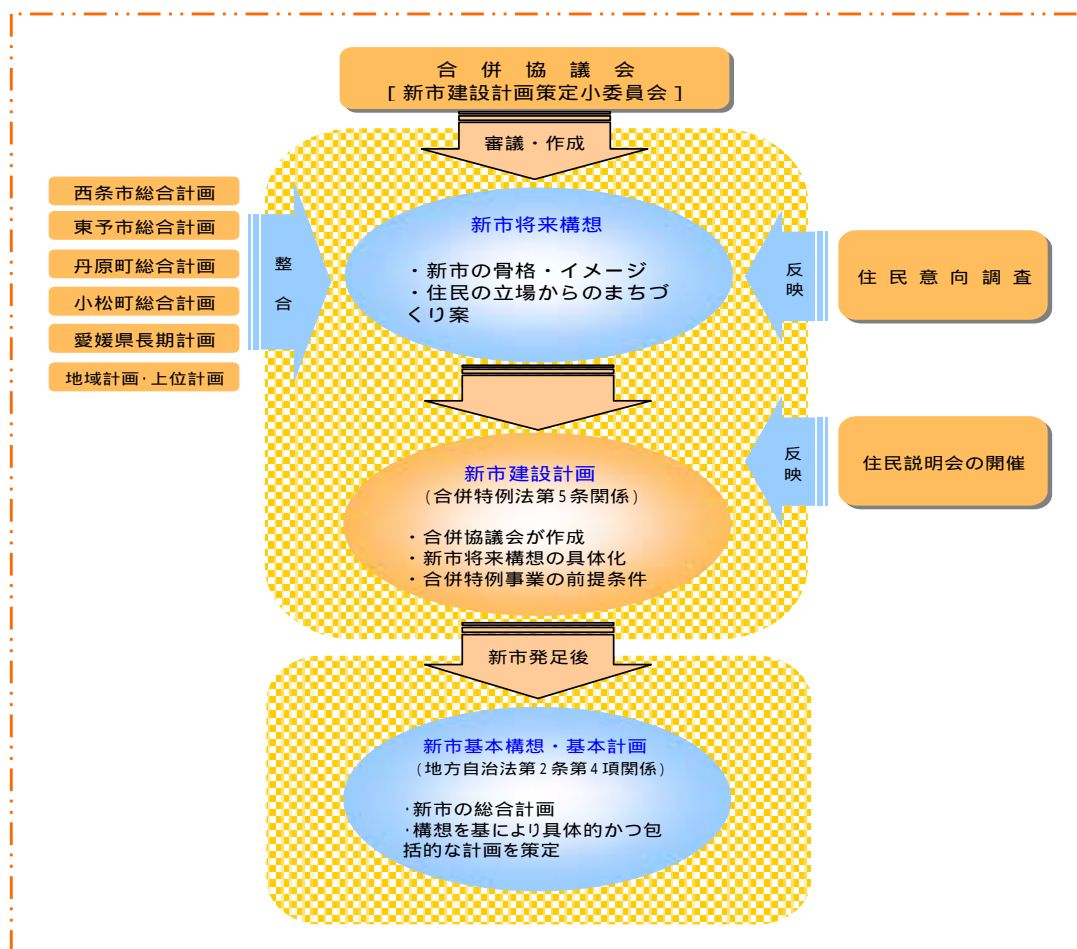
合併特例法第３条第１項の規定により、新市建設計画は合併協議会が作成、変更することとされている。

本計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して、合併市町村の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、新市建設計画に位置付けられた事業については、合併特例法に基づくさまざまな財政支援措置が適用されることとなっている。

なお、新市建設計画の内容は、新市発足後に策定される新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなる。

○ 新市建設計画策定の概念



新市建設計画の内容

新市建設計画の具体的な内容については、あくまで合併協議会において、地域の実情に応じ、合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第5条第1項では、概ね次の事項について記載することとされている。

ア 新市の建設の基本方針

新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定める必要がある。

イ 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項

新市の建設の基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるものであり、財政支援措置を受けることを予定している地方単独事業については、特に明確にしておく必要がある。

ウ 公共的施設の統合整備に関する事項

支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など、新市の公共的施設の統合整備について定めておく必要がある。

エ 新市の財政計画

合併後概ね10年程度の期間について定めるものであり、交付税、国又は都道府県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう配慮が必要となる。

新市将来構想との比較

項 目	新市建設計画	新市将来構想
役割	・ 合併後 10 年間の新市のまちづくりを明らかにする。	・ 新市のまちづくりにおける基本的な考え方を示す。
一般的な取り扱い	・ 合併に際し、法的に策定が求められている。	・ 法的に義務づけられたものではない。
記述内容	・ 具体事業を中心に、より具体の記述が求められる。	・ 大きな方向性を示す範囲とする。
計画対象期間	・ 合併後 10 年間 （平成 17 年～平成 26 年） ・ 人口計画、財政計画もこれに連動して 10 年間とする。	・ 新市建設計画との関係から、合併後 10 年間が中心となるが、その後の長期的な見通しを踏まえて策定することが望まれる。
リーディング・プロジェクト （主要事業）	・ 財政計画に大きく影響する事業については、具体的に抽出することが望ましい。	・ 大きな方向性の達成のために想定されるプロジェクトを例示する。

(2) 新市建設計画策定の基本方針 (案)

計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法) 第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき作成するもので、西条市、東予市、丹原町及び小松町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、2 市 2 町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針や、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

計画の期間

各施策におけるリーディング・プロジェクト(主要事業)、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 ヶ年度に係るものとする。

策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、各市町の総合計画をはじめ、国、県及び上位計画との整合性を図りながら、先に策定した新市将来構想を基に、住民の意向を十分に踏まえた、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する上での指針を示すものとする。

また、特に以下の点に留意して策定するものとする。

ア 新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、新しい時代を展望した長期的視野に立って、住民の生活や文化等、あらゆる面から地域全体の住民福祉の向上を目指すものとする。

イ 新市の建設を総合的かつ効率的に推進するものとする。

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とするとともに、真に、新市の建設に資する事業の選択や合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすること。

ウ 新市の一体性の速やかな確立を図るものとする。

旧市町意識を早期に解消し、新市の建設を進めるための基盤を確立するとともに、行政組織に関しても合併後の一体的な運営による効率化・合理化も図ること。

エ 新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮するものとする。

合併により、新市中心地域と周辺地域での格差が生じないよう、振興整備等の方策について、特に配慮すること。

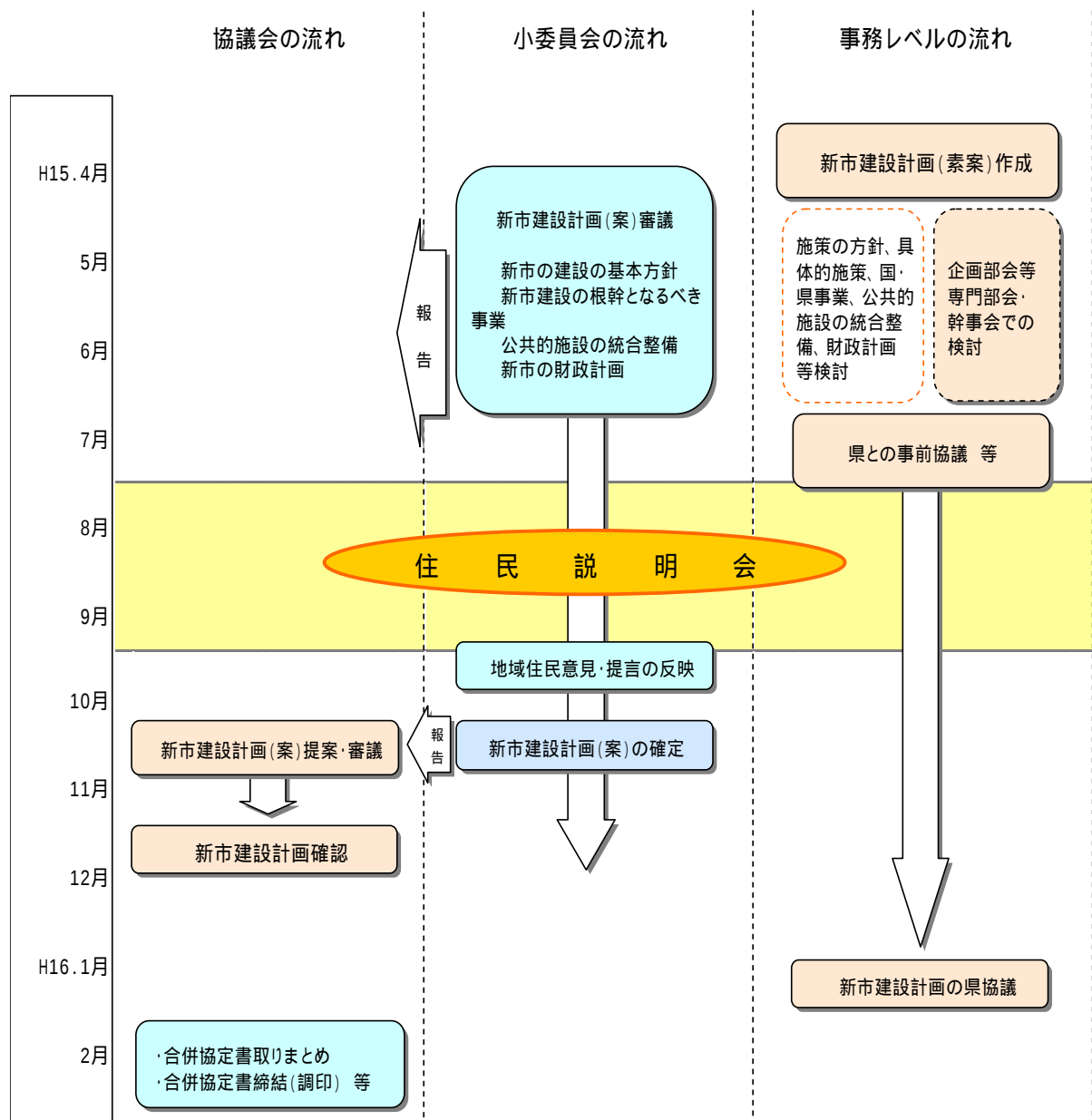
オ 新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

カ 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとする。

(3) 新市建設計画の構成 (案)

項 目	内 容	備 考
合併の背景と目的	・ 合併の必要性 ・ 合併の目的	将来構想の 「 2 . 合併の背景と必要性」 「 3 . 合併の効果」 をもとに、2 市 2 町に関する部分を 中心に抽出、整理。
新市建設計画 策定の方針	・ 計画の趣旨 ・ 計画の構成 ・ 計画の期間	新市建設計画の位置付けに沿って 整理。
新市の概況	・ 新市の概況 （地勢・面積・人口等） ・ 地域特性と課題	将来構想の「 1 . 地域のあらましと 課題」をもとに再整理。
新市建設の基本方針	・ まちづくりの視点 ・ 将来像 ・ 将来推計人口	将来構想の「 5 . まちづくりの基本 理念・将来像」を再掲。
新市の施策	・ 政策分野ごとの施策 ・ 各分野の主要プロジェクト	将来構想の「 7 . まちづくりの体系」 の 6 つの体系に沿って、より詳細に記 述。 プロジェクト名称を該当箇所に追 加。
リーディング・ プロジェクト （主要事業）	・ リーディング・プロジェ クトの抽出 ・ 整備スケジュールの提示 ・ 県事業の抽出	将来構想をもとに、対象事業を再精 査したうえで整理。
公共施設整備の 考え方	・ 統合整備の考え方 ・ 重点整備施設	他小委員会・部会等の進ちょくも踏 まえて、基本的な考え方を記述。
財政計画	・ 前提条件の整理 ・ 歳入計画 ・ 歳出計画	将来構想の「 5 . (5)」の財政シミ ュレーション結果をもとに、合併後の 主要な建設事業を加えた財政計画を 作成。

(4) 新市建設計画策定の流れ



《意見》

- * 住民説明会での住民の意見を集約し、この小委員会で検討した結果、これまで作ってきたものに修正が生じた場合、再度説明会を開いて、住民に説明するのか。
- * 住民の意向を反映することは非常に大切なことである。住民の意向を我々委員が腹にすえて、責任を持ってこの小委員会で検討し、結論を出していかないといけない。
- * 新市建設計画策定の流れの中で、住民説明会を7月中旬から9月上旬にかけて予定しているようだが、2市2町がどのようなかたちで行おうと考えているのか。分かっている範囲で説明してほしい。

《審議結果》

- * 事務局より、「基本的には将来構想のダイジェスト版と新市建設計画の素案を説明することになり、手法については2市2町それぞれの住民の方に十分な説明が出来るようなかたちになるように、各市町で協議・検討することとしたい。」との答弁があり、提案どおり承認された。

3 審議事項 新市建設計画策定小委員会の開催日程（案）について

開催日程（案）

	開催日	開催場所
第9回	平成15年 5月 1日（木） 13：30～	西条市役所
第10回	平成15年 5月14日（水） 13：30～	東予市総合福祉センター
第11回	平成15年 5月28日（水） 13：30～	丹原町文化会館
第12回	平成15年 6月 7日（土） 13：30～	小松町役場
第13回	平成15年 6月21日（土） 13：30～	西条市役所
第14回	平成15年 9月29日（月） 13：30～	東予市総合福祉センター
第15回	平成15年10月10日（金） 13：30～	丹原町文化会館
第16回	平成15年11月 7日（金） 13：30～	小松町役場
第17回	平成16年 1月19日（月） 13：30～	西条市役所

《審議結果》

- * 第10回小委員会を5月17日（土）に変更の上、了承を得た。

4 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成 1 5 年 5 月 1 日 (木) 1 3 時 3 0 分から

(2) 場 所 西条市役所 5 階大会議室

議案第 8 号

平成 1 4 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算(第 2 号) について

平成 1 4 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算(第 2 号) を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

平成 14 年度 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算(第 2 号)

1 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計	摘 要
1 負担金	1 負担金	21,700	0	21,700	
2 県支出金	1 県補助金	2,300	1,700	4,000	
3 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 雑入	7,001	0	7,001	
歳入合計		31,001	1,700	32,701	

2 歳出

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計	摘 要
1 運営費		8,924	0	8,924	
	1 会議費	1,859	0	1,859	
	2 事務費	7,065	0	7,065	
2 事業費		18,927	▲1,673	17,254	
	1 調査研究費	18,927	▲1,673	17,254	
3 予備費		3,150	3,373	6,523	
	1 予備費	3,150	3,373	6,523	
歳出合計		31,001	1,700	32,701	

議案第 9 号

平成 1 5 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

平成15年度 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画（案）

- 新市建設計画の策定
 - ・新市建設計画策定小委員会の開催
- 合併協定項目の協議
 - ・合併協議会における協議項目について、順次協議を行う
- 事務事業一元化業務及び例規集整備業務の実施
 - ・行政全般にわたる調整及び例規集の整備
- 協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催
 - ・協議会は、8回の開催を予定
 - ・小委員会は、随時開催を予定
 - ・幹事会は、20回の開催を予定
 - ・専門部会は、各部会毎に随時開催を予定
- 必要な情報の収集及び調査・研究
 - ・先進事例の情報収集
 - ・先進地等の研修
- 協議会だよりの発行及びホームページによる情報の提供
 - 合併協議会の協議内容などについて、広く住民に情報を提供する
 - ・協議会だよりは、毎月発行予定
 - ・ホームページは、協議会毎の更新並びに、最新情報を掲載予定
- その他合併に関する必要事項
 - ・国、県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する
 - ・合併協定書の調印予定（平成16年2月）

議案第 10 号

平成 15 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について

平成 15 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

平成15年度 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算(案)

1 歳入

単位：千円

款	項	金 額	摘 要
1 負担金	1 負担金	25,000	市町負担金
2 県支出金	1 県補助金	4,000	合併協議会運営費補助金
3 繰越金	1 繰越金	5,000	
4 諸収入	1 雑入	1	預金利子
歳入合計		34,001	

2 歳出

単位：千円

款	項	金 額	摘 要
1 運営費		25,101	
	1 会議費	3,966	報酬 1,671 需用費 416 役務費 1,693 使用料及び賃借料 186
	2 事務費	21,135	報酬 15 報償費 20 旅費 1,026 需用費 11,225 役務費 1,500 委託料 126 使用料及び賃借料 4,163 備品購入費 310 負担金補助及び交付金 2,750
2 事業費		8,250	
	1 調査研究費	8,250	報償費 300 委託料 7,950
3 予備費		650	
	1 予備費	650	
歳出合計		34,001	

協議第 1 1 号（継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（その 1）について

使用料・手数料等の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その 1）について
手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

付属資料（その 1）P . 1 ～ 2 6 参照

協議第 1 2 号（継続協議）

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

記

地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。

付属資料（その 1 ） P . 2 7 ～ 2 8 参照

協議第 13 号（継続協議）

新市将来構想について

新市将来構想について、別添のとおり確認を求める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

協議第 1 4 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

記

財産の取扱いについて
2 市 2 町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

付属資料（その 1 ） P . 2 9 ～ 3 7 参照

協議第 15 号

地方税の取扱い（その 2）について

地方税の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

地方税の取扱い（その 2）について
1 入湯税については、東予市、小松町の例による。
2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。

付属資料（その 1）P．38～41 参照

協議第 16 号

一部事務組合等の取扱い（その 1）について

一部事務組合等の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

一部事務組合等の取扱い（その 1）について
道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとす。

付属資料（その 1）P．42～59 参照

協議第 17 号

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。

付属資料（その 2）P．1～37 参照

協議第 18 号

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 3 月 28 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて
電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。

付属資料（その 2）P．38～39 参照

4 その他

(1) 第 7 回会議の開催日時について

日 時：平成 1 5 年 5 月 2 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

場 所：丹原町文化会館 小ホール